

平成29年度 事業計画 概要

施設一覧	P 1
------	-----

総括	P 6
----	-----

社会福祉法の改正を始めとする「社会福祉法人制度改革」については、これまでの一部実施から、全面実施の時期を迎えた。新制度下の社会福祉法人として、社会福祉事業の中心的な担い手であると同時に、地域における多様な福祉ニーズへのきめ細かな対応、既存の制度では対応できない支援が求められる。また、これらの制度の動向のほか、神奈川県立の障害者施設での事件は、「共生社会の実現」「安心して地域で暮らす」をテーマとする、われわれ支援を行う者に多くの課題を突き付けた。

このような、社会福祉を取り巻く動向に対応するため、平成 28 年度は、「経営基本計画」(10 か年)及び「経営実施計画」(前期5か年)を策定した。さらに、これらの計画を実効性あるものとするため、前期5年間に取り組むべき具体的な課題を記載した「法人・施設取組計画」を策定し、取組みを開始したところである。

今年度は、「法人・施設取組計画」に掲げた課題に取り組むとともに、新たな社会福祉法人としてのガバナンス体制の強化、透明性の確保等体制整備を推進する。また、指定管理施設においては、平成 30 年度が最終年となる児童関係施設について、次期指定管理の公募に対応するための具体的な準備を進める。その他の高齢関係・障害関係・母子生活支援施設については、指定管理期間の中間年を迎えることから、これまでの実施事業を振り返り、利用者サービスの更なる充実に向け各種事業を進めるとともに、平成 31 年度の指定管理の公募に対する方向性を定める。一方、昨年 12 月に開設した「むつみホーム大間木」を加え、障害者を対象とする3か所の自主経営施設の経営を軌道に乗せていく。

また、平成 28 年 4 月 1 日に施行となった「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の趣旨に則り、周知・啓発を推進するとともに、率先して障害を理由とする差別の解消に取り組む。加えて、障害者生活支援センター及び障害児者施設での相談支援事業など、地域における障害者相談支援体制の充実と連携強化に努めるとともに、平成 28 年 12 月から地域貢献事業として開始した「生計困難者に対する相談支援事業」を推進する。

今後も、事業団は、『総合的包括的支援』を基本的方向性として、事業の見直し、施設の自主経営に関する検討、自主事業・新規事業の可能性の追求、人材育成・専門性の向上等、複合的、多角的な経営を進めていかなければならない。市とのパートナーシップを確立し、事業団の使命である市の福祉施策の一翼を担う役割をより一層高めるとともに、地域における社会資源との連携を戦略的に進め、地域から信頼され求められる施設・事業を追求していくことで、専門性豊かな特色ある事業団としての存在感を確立していく。

平成 29 年度は、職員一人ひとりが新たな社会福祉法人となった当事業団に求められる役割を認識したうえで、各種事業・取組み等を推進し、107 か所 186 事業(指定管理施設数 129)それぞれについて、施設の適正な管理と社会ニーズに即した事業展開、利用者本位のサービス提供の徹底を図っていく。

一 事業団全体としての重点的な取組み …………… P7

新たな長期計画である「経営基本計画」（10か年）とそれに基づく「経営実施計画」（前期5か年）により事業団全体の事務事業を推進する。

1 「総合的包括的支援」に向けて

「総合的包括的支援」を目指した具体的な対応に取り組んでいく。特に人権擁護への取組みを推進するとともに相談支援体制の拡充を図る。

2 自立化に向けた取組み

自己所有施設の適正な運営と新たな自主事業、自主経営の検討を推進する。

3 管理運営体制の強化

経営基盤の強化を図るため、効果的かつ効率的な法人経営を推進する。

4 コンプライアンスの推進と危機管理体制の充実

コンプライアンス体制、危機管理体制にかかる評価・検証及び改善への取組みを継続的に推進する。

5 利用者サービスの充実

利用者本位のサービス提供をするとともに、誰もが利用しやすい施設づくりを推進する。

6 人材育成と専門性の向上

職員個々の意識・知識・支援技術の向上を目指した人材育成を実践する。

7 地域との連携

地域福祉力の向上に向け、関係機関及び地域の団体との積極的な連携・協働を推進する。

【1】事業団事務局 …………… P8

事業団事務局は、理事会及び評議員会の運営を始め、事業団の法人業務を遂行するとともに、効率的な経営を図るため、適正な事務事業の執行にあたる。

各施設経営及び事業の実施にあたり、各担当課、各施設等との総合調整を図り、地域及び市民から信頼され求められる施設づくりを行う。

<総務課>

法人運営の総務全般及び職員の人事、服務に関する事務処理を統括し、法人業務を処理するとともに、各種制度の適正な運用に努める。

本年度は法人制度改革の趣旨であるガバナンスの強化への対応を進め、新たな法人運営の体制づくり、必要な人材の確保に重点を置くことを目標とする。

<財務課>

1 財務担当

経営基盤の強化、事業経営の透明性を確保するため、新社会福祉法人会計基準の遵守はもちろん、管理会計の手法を用い、法人全体の経営状況を把握し各施設に必要な指導を行う。

円滑な事務処理のため、財務事務担当者会議を必要に応じて開催する。

平成29年度から実施する会計監査人による監査に対応するため、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図る。社会福祉充実残額から出た場合は社会福祉充実計画を策定する。

2 給与担当

施設との連絡、調整を徹底し、給与システムを活用した適正な支給を行うとともに、必要な人件費データの作成を行う。給与改定や税制改正等に速やかに対応する。

<事業課>

1 事業担当

法人に係る各種庶務、大宮ふれあい福祉センターの管理・運営、各施設のサービス等を統括する。法人全体に係る研修・説明会・イベントの企画運営及び会議の庶務を行う。

2 業務担当

各施設の小破修繕について実施、又は施設で実施するための指示、助言を行う。一部地区の事業系一般廃棄物の自主運搬事業を担当する。

<児童課>

1 育成担当

事業団の児童福祉施設（児童センター・放課後児童クラブ）を統括し、効率的な経営を図るとともに事業活動の指導監督にあたる。児童の健全育成と保護者の子育てを支援するため、職員の専門性の向上やサービスの向上等を図っていく。

2 子ども事業担当

児童センターの対外的事業を統括する。児童厚生員の育成や技術活用等、施設間での効率的な運用の調整にあたる。

<経営企画室>

経営戦略会議、経営委員会等を所掌し、事業団の自立化や改革・改善を推進するための事務にあたる。経営基本計画（前期）、経営実施計画等の策定及び推進にかかる事務にあたり、事業団の改革・改善を推進していく。

【2】介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ…………… P11

<介護老人保健施設きんもくせい>

- 1 老朽化した医療及び介護設備・備品の入れ替え、施設設備の修繕等を速やかに行い、快適な療養環境と安全な介護環境を整備する。
- 2 在宅復帰、在宅支援をより一層進めるため、さいたま市立病院や近隣の医療機関、居宅支援事業所、在宅サービス事業所等と密接な連携を強化する。
- 3 必要な医療・介護・リハビリテーションを適切に提供し、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう包括的支援により地域に貢献する。
- 4 地域住民との交流事業および広報活動に注力し、防犯面に留意しながらも開かれた施設運営に努める。

<ケアハウスぎんもくせい>

- 1 利用者が安心して長く生活ができる環境を保障するために、施設設備の修繕を速やかに行う。
- 2 地区社会福祉協議会等の関係機関との連携を深め、地域福祉への貢献度を高める。

<グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター>

- 1 新規事業として「介護予防通所介護サービス」「交流型通所サービス」を開始するため事業の適切な運営を行う。
- 2 魅力ある施設づくりのために、利用者や関係機関、ケアマネージャー等のニーズ調査を行いサービス内容の見直し、試行等を行う。

<グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター>

ボランティア体験サロンにより多くの元気な高齢者に気軽に参加してもらえるように、「出張ボランティア体験サロン」としての開催の頻度を多くする。また、介護予防教室を参加者の自主化に向けて転換できるよう準備を進めていく。

【3】老人福祉センター…………… P18

- 1 健康維持・介護予防の取り組みとして、運動面では「ストレッチ」「健康体操」「転倒予防体操」などを高齢者の体力に応じた運動プログラムで実施するとともに、「頭の体操」「折り紙」など脳、指先を使った事業や個人の趣味嗜好に合った事業の充実を図る。
- 2 非常時に対応ができるように積極的に応急手当講習（普通救命講習等）及び防災訓練等を実施する。
- 3 事業団が管理する各施設（各老人福祉センターや他業種施設）との連携を強化する。

【4】槻寿苑デイサービスセンター・槻寿苑居宅介護支援事業所…………… P21

＜槻寿苑デイサービスセンター＞

- 1 新たな事業である、「介護予防通所介護サービス」「交流型通所サービス」の事業所として基本チェックリスト対象者に対してもサービスを拡大していく。
- 2 老人福祉センター中規模修繕を控え、介護サービスが滞る事がないよう利用者へ情報提供・不安の解消をはかる。
- 3 地域密着型通所介護事業所として運営推進会議の開催等、地域との連携を図っていく。

＜槻寿苑居宅介護支援事業所＞

PR 活動を積極的に行い、相談件数、ケアプラン及び予防プラン作成件数について、稼働率を向上させる。

【5】老人憩いの家（シニア憩いの家）…………… P25

- 1 利用者が健康づくりに対する意欲を高められるよう、関係機関と連携し、専門性を高めた健康増進事業の充実を図る。
- 2 日々の活動の成果を発表できる場を提供し、高齢者の知識や技術を生かせる、世代間交流事業（児童センター交流）を実施する。
- 3 広報活動の拡大や、利用者アンケート等を分析し、利用者のニーズに沿ったサービス提供を行う。

【6】大崎むつみの里…………… P27

「意向に沿った利用者本位の支援のため、家族・関係者等との連携を密に、人格を尊重し、人権を擁護する運営」に努める。

＜大崎むつみの里全体＞

- 1 利用者及び家族の意向に沿った支援の徹底を図るため、日々の連絡帳による情報共有を基本に、電話でのやりとり、個別面談、家族懇談会等様々な情報交換の機会を活用する。またアンケート調査、意見箱「みなさまの声」、苦情解決制度等、様々な意向聴取の手立てにより、利用者の真のニーズの把握に努める。
- 2 「広報誌」の発行等引続き広報活動を強化することで、障害のある方が生活する社会環境の整備として、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に取り組む。
- 3 グループホームの利用者が地域の中で安心して生活できるようバックアップに努める。

【7】障害者福祉施設春光園…………… P38

＜春光園けやき＞

- 1 障害者虐待防止・権利擁護の理念を大切に、研修を充実するとともに職員間の共通理解を高め、より満足度の高い利用者支援を実践する。
- 2 職員は、利用者のみならず誰に対しても人の尊厳を守り、相手の立場に立った関わりを行う。

- 3 利用者の意思決定におけるプロセスを重視した支援を提供する。
- 4 各関係機関との連携を図り、利用者に対する相談事業及び支援の充実を図る。

<春光園うみず>

- 1 職員全員が等しく虐待防止や権利擁護に関心を持ち、いわゆるグレーゾーンを含めた虐待の無い、健全な施設環境を整えることを目指す。具体的には外部への研修に参加し、その後施設内で伝達研修を実施する。研修の内容を実務に活かしていく。
- 2 利用者や家族に向けて施設への要望・希望を伺う独自のアンケートを作成、面談時に活用する。その結果を精査し、利用者やその家族が施設に対して求めているものを探る。

【8】槻の木…………… P43

<槻の木・第2やまぶき>

- 1 虐待防止委員会を中心に、虐待防止と人権擁護に対して理解を深めて、職員一人ひとりが適切な支援を行う。また、不適切と思われる支援に対して、職員間で注意し合える職場環境づくりに努め、問題を早期発見し対策を強化する。
- 2 虐待防止チェックリストによる定期点検の実施及び施設内研修を行う。また、虐待のグレーゾーン及びプライバシー保護も検討と共有を行い、人権擁護への意識を高める。
- 3 意見・要望、苦情に対して、迅速かつ誠実に対応し、利用者及び家族から信頼と期待される施設となれるよう努める。

<第1やまぶき>

- 1 虐待防止委員会を3か月に1回以上開催し、人権擁護、虐待防止についての研修に参加し職員の意識を高める。
- 2 現在利用している利用者、家族へアンケートをこまめに実施しニーズを把握し活動に活かしていくことで欠席者の少ない事業所を目指す。また、地域のニーズにも対応し新規利用者を増やす。
- 3 地域の社会資源を十分活用した支援を行う。また、地域での活動を積極的に行うことや実習生を受け入れていくことで、地域社会との交流を図る。

【9】日進職業センター…………… P48

利用者ニーズ、地域ニーズに即した事業展開を図るとともに、合理的配慮に基づいたサービス提供をより徹底し、利用者一人ひとりの障害特性に応じたプログラムと、適した企業への就労を支援する。

- 1 相談支援専門員と連携を図り、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画の作成、実施に努める。
- 2 新規利用者の確保に向け、地域ニーズを収集分析し、環境整備及び広報活動の強化に努める。

【10】かやの木…………… P52

障害が重くても、「働く」ことに取り組む施設として、地域、関係機関への周知に努める。次世代の利用者像を見据え、より分かりやすい日課、作業内容を確立し、現在の利用者と共に働けるよう配慮しながら、利用者の増加を目指していく。

- 1 利用者間の権利擁護意識醸成のため利用者懇談会を実施する。
- 2 事業団運営施設との連携、協働事例の試行
- 3 専門職種の実習受け入れ

【11】 障害者福祉施設みのり園…………… P55

- 1 利用者からより広く意見を聞き、ニーズに合った事業を展開することで、支援を充実させるとともに、利用者増加を図る。
- 2 広報活動を充実させるとともに、各関係機関で説明会を開催することで新規利用者増加を図る。
- 3 発達障害者支援の拡充を図るため、「発達障害者支援事業」を実施し、家庭外に出かける体験や家族以外の人と共に過ごす体験、緩やかな仲間づくりを通して活動できる居場所を提供し、社会からの孤立予防を図る。
- 4 地域・社会貢献を視野に入れた事業を検討、実施する。

【12】 大砂土障害者デイサービスセンター…………… P58

- 1 利用者に適した支援内容の充実を図る。
- 2 利用者がより良い生活を送ることができるよう、家族や支援課、障害者生活支援センター等と連携を図る。
- 3 職員一人ひとりの質の向上を図るため、積極的な外部研修の参加や内部研修の充実を図る。

【13】 みずき園…………… P61

- 1 利用者一人ひとりがその人らしい主体的な生活が送れるように、自己選択・自己決定できる支援内容に努める。
- 2 利用者個々のニーズの把握に努め、安定した利用につなげる。長期的な欠席があった場合、電話にての連絡、必要に応じ家庭訪問等を実施してその状況を把握するとともに、個々の問題解決への取組みを行いサービスの利用に繋げる。
- 3 地域での販売活動に参加する。また、ボランティアや実習生を積極的に受け入れることで地域の人々と関わる機会を作っていく

【14】 さくら草学園…………… P65

- 1 交流保育を実施している保育園を中心にさくら草学園の事業の説明を行い、地域の方に対して埋もれたニーズを掘り起こしていく。
- 2 保護者のニーズと子どもの状況を的確に把握するとともに、活動の改善を行い、児童発達支援計画に反映させ、事業を実施する。

【15】 杉の子園…………… P68

- 1 子どもの状況や子どもを取り巻く環境、また、保護者のニーズを的確に把握し、児童発達支援計画・保育所等支援計画・障害児支援利用計画等に反映させ、丁寧に説明を行う。
- 2 杉の子園の利用者に限らず、地域の関係機関（保育園、幼稚園、児童センター等）に事業を周知し、相談・支援の充実を図る。
- 3 外部研修への参加、内部研修の充実を図ることにより、職員の質の向上に努める。

【16】 療育センターさくら草…………… P71

心身及び発達に遅れのある児童を対象に、生活リズムや生活の習慣化を図ると共に、人との関係を広げ、自主性を養いながら、全体発達を促す指導・支援を行う。

- 1 人権擁護、虐待防止の取り組みを強化する。
- 2 利用者にとっての安心・安全な環境づくりに努める。
- 3 相談支援事業、保育所等訪問支援事業の充実を図る。

4 療育施設職員としての専門性を高める。

【17】 はるの園…………… P74

児童発達支援事業の通園部門においては発達の遅れや集団に適応しにくい子どもに基本的な生活習慣を身につけ、社会生活への適応力を深め、心身の発達を促すための療育指導を行う。また、保育所等訪問支援事業及び相談支援事業においては、地域の生活基盤に着目してそれぞれ個々の必要に応じた支援を行う。

- 1 外部派遣研修へ積極的に参加するとともに、職場内研修の充実を図り、職員の専門性を高める。
- 2 各事業ともに、保護者のニーズと子どもの状況を把握し、支援の更なる充実を図る。

【18】 母子生活支援施設けやき荘…………… P78

- 1 子どもの最善の利益を基本として、子ども（小学校4年生以上）の面談～目標設定～支援～評価を実施する。子どもの自立支援計画作成により、子どもが自身の成長に合わせた主体的な生活を送れるよう支援する。
- 2 各家庭の課題を見極め、安定した生活を保障し、適切な期間内での地域移行を支援する。
- 3 退所後も途切れぬ支援体制を確立できるよう、退所前に地域定着支援として地域の関係機関と連携し支援体制の構築に努める。

【19】 児童センター…………… P81

- 1 児童センター事業の充実を図るために、利用者代表、子育てにかかわる地域団体の代表の意見を聞く運営協議会設置に向け調整を図る。
- 2 市の推進する「子どもがつくるまち事業」を浦和・岩槻・緑の3区で開催し、今後の児童センター利用の促進につなげるとともに、本事業を通してかかわる地域住民や各団体の児童センターへの理解を深める機会とし、連携しながら、地域の中で中核施設となるよう努める。
- 3 「いじめ・虐待防止」への取り組みを強化し、早期発見と虐待防止のため地域関係機関との連携を図る。
- 4 施設研修担当者を中心に児童センターのサービスマニュアル、危機管理マニュアルなどを活用した、定期的な研修や、伝達研修など職場内研修の充実を図り資質の向上に努める。

【20】 放課後児童クラブ…………… P85

「子どもの最善の利益」を守ることを前提とし、子ども一人ひとりを大切にされた支援を行い、子どもの自己肯定感を高められるようにする。それにより、「自分を大切にする」「他者を大切に思う」「生きる楽しさが感じられる」など、子どもの心を育て、幸せな人になれるよう育成を図る。

- 1 養育の主体者である保護者との連携・協働の促進
- 2 ひとりへの支援はみんなへの支援、みんなへの支援はひとりへの支援、個別支援と集団支援を両輪にし、すべての子どもへの支援の向上

【21】 大宮ふれあい福祉センター…………… P88

- 1 平成28年度から開始した利用者懇談会を今年度も開催し、当センターをご利用の団体・個人から当センターの運営についてのニーズやご意見をいただき、改善等を行う。
- 2 福祉センターで使用する蛍光灯の一部をLED蛍光灯に変更することで、電力資源及び電気料金の削減と、廃棄物の減量を図る。